

2018年3月19日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

世田谷区との「包括連携に関する協定書」の締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）、みずほ証券株式会社（取締役社長：坂井 辰史）は、世田谷区（区長：保坂 展人）との間で、地域課題の解決に向けて連携することを目的に、本日、「包括連携に関する協定（以下、「本協定」）」を締結しました。金融機関と世田谷区が本協定を締結するのは、今回が初になります。

みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券は、世田谷区と協働して、以下の地域課題の解決に取り組みます。

- (1) 防災及び危機管理に関すること
- (2) 子ども、若者及び子育て支援に関すること
- (3) 高齢者及び障害者福祉等に関すること
- (4) スポーツ推進に関すること
- (5) 区の施策PRに関すること
- (6) その他、地域活性化及び区民サービスの向上に関すること

みずほ銀行は、東京都及び世田谷区の指定金融機関として、公金の取扱業務を行っておりますが、本協定を通じ、みずほ信託銀行、みずほ証券とも連携し、金融面にとどまらない幅広い分野における支援を実施していきます。また、「お客さまと社会の持続的成長を支える課題解決のベストパートナー」として、これまでに培った産業への知見や官民連携スキームを含めた多様なノウハウを活かして、企業、大学、住民とも連携し、世田谷区の発展を積極的に支援していきます。

以上